

野菊野こども園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 さわらび福祉会が設置するこのこども園の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 野菊野こども園
- (2) 所在地 松戸市野菊野 5 番

(施設の目的及び運営方針)

第2条 野菊野こども園（以下、当園という。）は、保育を必要とする乳児及び教育・保育を必要とする幼児を日々受入れ、教育・保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）および幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 教育・保育方針

知育・德育・体育のバランスのとれた人間形成を目指す。

教育・保育目標

素直で賢い子・明るく思いやりのある子・心身ともに元気な子

(2) 保育時間

第7条に規定する時間において、保育を提供する。

(3) 食事の提供およびおやつの提供

| 年齢 | 月～金曜日 | | | 土曜日 | | |
|-----|--------------|-----------|------------|-------|--------|-------|
| | 午前おやつ | 給食 | 午後おやつ | 午前おやつ | 昼食 | 午後おやつ |
| 0歳児 | 菓子（幼児食の園児・麦茶 | 給食 離乳食 | 手作りおやつ又は菓子 | 菓子・麦茶 | 弁当（離乳食 | 菓子・麦茶 |

| | | | | | | |
|-------|-------|-----|---------------|-------|----|-------|
| 1～2歳児 | 牛乳・菓子 | 幼児食 | 牛乳・手作りおやつ又は菓子 | 菓子・麦茶 | 弁当 | 菓子・麦茶 |
| 3～5歳児 | 牛乳・菓子 | 幼児食 | 牛乳・手作りおやつ又は菓子 | 菓子・麦茶 | 弁当 | 菓子・麦茶 |

(4) その他保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容)

第4条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義務的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数については、基準を下回らない範囲で増減することがある。

- (1) 園長 1名 正規常勤専従
職員及び業務の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行うとともに児童を全般的に把握し、処務をつかさどる。
- (2) 教頭 1名 正規常勤専従
教頭は、園長を補佐し、施設運営管理また保育内容について他の職員を統括するとともに地域の子育て支援を行う。
- (3) 主幹保育教諭 1名 正規 常勤
園長・教頭を補佐し、教育・保育内容について他の保育教諭を統括するとともに地域の子育て支援を行う。
- (4) 保育教諭 16名
教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。
- (5) 延長保育担当保育教諭 1名

延長時間の保育を担当する。

(6) 調理員 3名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 学校医 1名

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員および保護者への相談・指導を行う。

(8) 学校歯科医 1名

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員および保護者への相談・指導を行う。

(9) 学校薬剤師 1名

学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員および保護者への相談・指導を行う。

(学期)

第6条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の4学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 5月31日 まで

(2) 第2学期 6月1日 から 8月31日 まで

(3) 第3学期 9月1日 から 12月31日 まで

(4) 第4学期 1月1日 から 3月31日 まで

(保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日)

第7条 保育を提供する日は、月曜から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始休日（12月29日から1月3日）

エ その他市長が必要と認めた場合、臨時休業することがある。

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年末年始休日（12月29日から1月3日）

ウ その他市長が必要と認めた場合、臨時休業することがある。

3 開所時間

(1) 月曜日から金曜日は7時から19時までとする。

(2) 土曜日は7時から18時までとする。

4 保育を提供する時間は、次の通りとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間（4時間）

8時30分から12時30分とする。

なお、やむを得ない理由により、教育時間後に保育を希望する場合には、

17時30分まで預かり保育を実施することとする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内（月～金曜日）で、時間外保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

8時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は17時から19時までの範囲内（月～金曜日）で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 延長保育の提供を受ける場合の1時間当たりの保育料月額は、別表1に掲げる額とし、保育料に加算して支払うものとする。

3 教育標準時間認定の預かり保育の実施において、利用者負担金として別表1（4）に掲げる費用を徴収する。

4 当園は、一項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表2に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用定員)

第9条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、法という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児（2号認定子ども））

87人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児（3号認定子ども））

63人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども

17人

(4) 法第19条第1項第1号の子ども（教育・保育を必要とする3歳以上児（1号認定こども））

10人

(利用の開始・終了に関する事項)

第10条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとする。また、1号認定子どもについては、入園希望者が利用定員を上回る場合は、この認定こども園の建学の精神に基づき選考を行う。

2 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) 1号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

3 転園や卒園の際は、必要に応じて利用児童の生活や学びの継続性に配慮し、円滑につなげていけるよう転園先の園、または小学校への情報共有を行なうものとする。

4 休園・退園をしようとする者は、その理由を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、松戸市、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して講じた処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消化に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第14条 職務遂行上収集した個人の情報等に関し、利用乳幼児及びその保護者の生命及び権利に背く事項でない限り、その事項を外部にもらすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第15条 職務遂行上収集した個人の情報等に関し、漏洩又は紛失することのないよう研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(附則)

この規程は令和3年4月1日より施行する。

別表1 延長保育の提供に係る利用者負担

| | 1A階層 | 1B階層 | 左記以外 |
|-------|------|------|--------|
| 第1子 | 0円 | 0円 | 1,500円 |
| 第2子 | 0円 | 0円 | 750円 |
| 第3子以降 | 0円 | 0円 | 0円 |

*契約時間を超える場合 1分につき20円

備考

- (1) 1A階層及び1B階層とは、松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども子育て支援施設等の利用者負担に関する規則別表に掲げられるものとする。
- (2) 第2子とは、同一世帯の2人以上の小学校就学前子どもが、同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等を利用している場合における、2番目に年齢の高い者。
- (3) 第3子以降とは、同一世帯の3人以上の小学校就学前子どもが、同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等を利用している場合における、最も年齢が高い者及び2番目に年齢の高い者以外の者。

(4) 教育標準時間認定の預かり保育に係る利用者負担

| | | |
|------|-----|--------|
| 教育時間 | 1時間 | 1,000円 |
| | 2時間 | 2,000円 |
| | 3時間 | 3,000円 |
| | 4時間 | 4,000円 |
| | 5時間 | 5,000円 |

*契約時間を超える場合 1分につき20円

別表2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 内容 | 金額 | 対象者 |
|----------------|---------------------|----------|----------|
| 給食費（1号認定・2号認定） | 副食費 | 月額6,000円 | 3～5歳児クラス |
| 帽子 | クラス別の戸外遊び用 | 1,056円 | 2～5歳児クラス |
| 教材費 | 教材（クレヨン、自由画帳、はさみなど） | 実費 | 2～5歳児クラス |

| | | | |
|-----------------|-------|-----------|--|
| 紙おむつ・おしり 拭き代 | 定額利用料 | 月額2, 498円 | |
|-----------------|-------|-----------|--|

1 次の子どもの保護者は給食費の負担を免除する。

- (1) 条例13条第4項第3号により副食費の支払い対象から除く子ども
- (2) アレルギーや宗教上の理由により一切の食事の提供を受けない子ども

※当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。